

継続審査（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

日程第 45、継続審査 福本耕太議員に対する処分要求の件について議題いたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、福本耕太君の退席を求めます。

（福本耕太議員、退席）

懲罰委員会の審査の経過並びに結果報告

○議長（高橋正博君）

本件に関し、懲罰委員会の審査の経過ならびに結果について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 濱野良一君。

○懲罰特別委員長（濱野良一君）

おはようございます。

12 月定例会で当委員会に付託されました福本耕太議員に対する処分要求についての件について、閉会中の 1 月 19 日および 1 月 27 日に懲罰特別委員会を開催いたしました。その内容についてご報告いたします。

まず、1 月 19 日の委員会において、最初に、今後の審査の進め方についての協議を行い、次に、今回の処分要求の提出理由となった発言箇所について議事録をもとに、論点の整理を行いました。

委員全員が、三木議員が侮辱を受けたとされる発言部分、「三木議員、当時は税務課長をされてたと思います。当事者になると思うんですけども」という発言を含む部分が、論点の基本であるとの共通理解のもとに議論を行いました。その上で、提出理由について三木議員に説明を求めました。

説明内容、その後の審査に係る論点に絞って説明をいたしますと、福本耕太議員は、当時の議会でも問題となったとされる欠損処理の説明をする中で、「三木議員、当時は税務課長をされていたと思います。当事者になると思うんですけども」と、発言をしております。この、2 つの「当時」は、同じ時期と解釈するのが一般的であり、私は当時とされた時点では、中央病院事務長に配属されています。議員の発言は自由であります、それと同時に発言する責任もあることは、議員必携にも掲載されています。とくに、個人名を出したり、過去の事例を持ち出す場合には、事実に基づき誤解を招かない発言をするのが議員としての基本原則ではないか。その発言が、個人の名誉を侵害し、侮辱する発言かどうかは、受けた議員の判断に委ねられ客観性は必要なしとされています。その責任を明

確にし、今後、このような発言のない土庄町議会にするために、地方議会に付与された自律権の中で、議会で起きたことは議会で解決していく基本原則にのっとり、処分要求を提出したものであるとの説明がありました。

次に、福本耕太議員から一身上の弁明を聞きました。

福本議員から、欠損処理問題について時系列の説明を受けた後、平成23年に、税務課長をしておられるから、私たちの知らないことを知っているでしょう。その話をすれば、新しいことがどんどん出てくるんじゃないですか。議会としても、議員としても責任果たせるんじゃないですか。ぜひ、委員会に入ってお話をくださいという趣旨の答弁をしました。どうやって議会在議員の責任を果たすのか、新しいことはどうやって出てくるか、と言われたので、そういうふうに、あなたが話をすれば出てきますよ、というふうに答えました。以上のような弁明でありました。

委員からの質疑で、具体的に欠損処理をしてもらった問題のところは、何年度のことを言っているのかとの質問に、「24年度である」との回答があり、三木議員は、当時税務課長をされてたと思いますとなっているが、これはいつのときのことかとの質問に、「平成23年度である」との回答があり、年度がずれているのでは、との質問に、「三木議員が課長してたときと、欠損処理の問題が起こった時期は違う。私が言いたかったのは、欠損処理の発覚された内容が平成16年から24年の間の固定資産税、このとき発覚された内容のときに課長だったという前提で話をしている」との回答に、知らない私たちからしたら、文脈だけで判断するから、温度差が出ると思うとの発言がありました。そういうふうに誤解があるなら、そこは、今きちんと訂正して丁寧に言います。勘違いではなく、言いたかったことが、言葉足らずだったということだとの発言に、今おっしゃったように、ここの勘違いだという機会があれば、というふうな発言に、三木議員が、ここの部分のことをおっしゃってるんだったら、私が、違いますと、そういう意味じゃありませんと、そう誤解されるんだったら訂正しますと言います。ただ、問題となっているのは、三木議員が私に対して懲罰委員会にかけている理由としては、欠損処理の問題をほう助したかの印象を与えるような言い方をしたとおっしゃったんで、私はそんなことを言ってませんということですから、この部分じゃないと思いますとの返答がありました。

当日は、このような質疑、答弁がありました。

両者の説明、弁明を聞いた上で、一度整理する時間が必要と考え、次回を27日開催とし、それまでに事務局から委員会の仮の会議録を作成し、タブレットに掲載してもらった上で、委員に審査内容を確認してもらい、委員には次の委員会までに、意見と処分内容について考えていただくことを提案し、委員の了承を得て閉会といたしました。

1月27日の委員会では、前回の委員会の会議録をもとに、委員全員に意見を求めました。

委員の意見としては、実際に発言した部分について、どう判断するかが基本、これを中心に判断するべきだと思う。

当事者になると思うというのが、間違い発言だと思う。

言葉足らずだったかもとの発言もあり、予測の発言ではなかったのか。

議員が議員を処罰するというのは慎重であってほしい。誰にも関わってくるかもしれない。

話言葉で混同することはありうる。話言葉でそこまで厳密に糾弾するのはいかなものか。懲罰に当たるかどうかというのは、相当疑問で反対である。

福本耕太議員の当時とか、当事者などの言葉遣いで、三木議員や受け取り手の多くに誤解を与える発言であった。

決して、福本耕太議員への言いがかりでないことを理解して対応してもらいたい。

言葉とか言い回しの部分で、この部分だけを見たら、当事者に取りられると思う。

町民に伝えること、町民が理解するような発言が大切、後でこういう意図だったとかは話したその場では、なかなか分からないので、私もだが、正確に適正な時系列で発言することが重要だと思った。

懲罰委員会に至るまでに、2人で話し合いなり調整がつかなかったのか。人間なので、感情的にもエスカレートすることもあるかと思う。個人の意見として、当事者2人の発言の問題で、執行部も議員も時間や労力がかかっていることをちょっと考えていただきたい、などの意見が出され、議論を行いました。

その後、意見も出尽くしたので、福本耕太議員に対する懲罰を科すべきかどうかの議論を行いました。

福本耕太議員から取り消しの発言がなかったので、懲罰に値すると判断する。

2人の問題で、懲罰委員会に取り上げて懲罰を科すというのは反対。

言われた側がどう思うか考えないといけないと思う。

その意図がなかったとしても、そうとられたなら一言謝れば、こんなことにならなかった。

自分がその立場になったら、ムッとくるのが当たり前だと思う。

懲罰の軽い重たいは別問題にして、懲罰委員会を開いた以上、懲罰に値する案件だと思う。

議員が議員を処罰するのは、汚点を残すのであり得ない。どっちと言われれば反対などの議論がありました。

採決の結果、賛成多数で懲罰を科すべきとの結論になりました。

続いて、懲罰の種類について意見を求めました。

意見として、個人的に発言取り消しだけで十分かと思うが、懲罰を科すのであれば、戒告で十分かと思う。それと同時に、私の意見として、決して懲罰委員会が通常ではないということを、声を大にして言いたい。時代とはいえ、これはまれな事例であって、これが普通だと思ってほしくないという意見、科すのに反対という意見もありましたが、ほかに意見はなく、採決の結果、賛成多数で戒告に決定いたしました。

続いて、正副委員長で戒告文案を作成し、各委員に確認していただいた上で、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

戒告文については、次のとおりであります。

「令和４年１２月１５日の本会議において、福本耕太議員が発議第１号の中で、三木議員の３回目の質問に対して行った答弁は、三木議員が問題となった欠損処理に関与した当事者と誤解される発言と認められ、三木議員の名誉を傷つけるものである。そのような意図はなかったとの弁明であるが、一連の発言からその意図を汲み取ることは難しいと判断される。

議会での発言については、ルールに沿った節度ある発言が要求されていることを鑑み、地方自治法第１３２条に規定する言論の品位および土庄町議会会議規則第１０１条に規定する品位の尊重に反するものである。

よって、地方自治法第１３５条第１項第１号の規定により戒告する。」であります。

以上のとおり、本件に関する懲罰委員会の採決は決定いたしました。

最後に、委員会の中での意見等をまとめますと、議会という公の場での発言は、大変重みがあり、言葉を慎重に選んで発言しなければなりません。

二度とこのようなことが起こらないよう議員一人一人が今回のことをわが身のこととして自覚し、いま一度、襟を正し議会の秩序を乱したり、品位を落としたりすることのないよう、ルールに従った節度ある発言、行動することを議員各位に切にお願い申し上げて、当委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

これをもって、懲罰特別委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、懲罰特別委員長より報告のありました件を議題といたします。

懲罰特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、懲罰特別委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

一身上の弁明（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

福本耕太議員から、本件について一身上の弁明をいたしたいという旨の申出があります。

お諮りいたします。

これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、福本耕太君の一身上の弁明を許すことに決定しました。

福本耕太君の入場を許します。

(福本耕太議員、入場)

○議長（高橋正博君）

福本耕太君に一身上の弁明を許します。

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

このたびの私に対する懲罰動議について、まず、三木俊明町議が主張する福本耕太町議から、議会中に誹謗中傷を受けたという点について、客観的事実である議事録を見れば一目瞭然であります。議事録を議会全員で確認しましたが、議事録には、私が三木町議を誹謗中傷したような発言はありませんでした。それにもかかわらず、発言はなくても、そういう印象を受けるという主観的な理由で、議会の多数で懲罰委員会を立ち上げ、さらに、議長権限という理由で、証拠の議事録から私の発言を削除した上で、懲罰委員会が開かれ審議が進められました。

この一連の流れを見るに、懲罰委員会の目的は真実を明らかにすることではなく、私に懲罰を科すこと自体が目的であることは明瞭であります。客観的事実ではなく、主観が採用され、議員が一方的に懲罰にかけられるような議会ならば、議会はすでに議会の体をなしていません。議会が自ら議会の品位をおとしめることにもなります。そうなれば、いずれ町民の暮らしにも大きな影響を及ぼすことになる、私は危惧しています。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君の退席を求めます。

（福本耕太議員、退席）

討論、採決（福本耕太議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

先ほど福本議員もおっしゃってましたが、議会の議事録を当該部分が削除されていることもあり、悪意で発した言論でもなく、懲罰に該当するのは疑問でしかありません。懲罰委員会が、土庄町議会始まって以来ということで、土庄町議会として良識と品位において、あしき前例となることを危惧します。よって、反対します。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

5 番 福本達雄君。

○5 番（福本達雄君）

委員会において審査を行い、委員長報告のとおりでありますので、賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

委員会では、さまざまな意見が出ました。ベテランの議員さんから、過去にはもっとひどい発言もあったけれども、調整ができたということもございました。個人的には、別の気持ちもございしますが、議員としては、やはり議員が議員を処罰することは、相当慎重にやらなければならないと思いますので、私の意見

は、こう申し述べておきます。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより、福本耕太議員に対する処分要求の件について採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、福本耕太議員に戒告の懲罰を科すことであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、福本耕太議員に戒告の処罰を科すことは可決されました。

○議長（高橋正博君）

福本耕太議員の入場を求めます。

（福本耕太議員、入場）

戒告文の朗読

○議長（高橋正博君）

ただ今の議決により、福本耕太議員に戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読します。

福本耕太議員の起立を求めます。

（福本耕太議員、起立）

○議長（高橋正博君）

戒告文。

令和４年１２月１５日の本会議において、福本耕太議員が発議第１号の中で、三木議員の３回目の質問に対して行った答弁は、三木議員が問題となった欠損処理に関与した当事者と誤認される発言と認められ、三木議員の名誉を傷つけるものである。そのような意図はなかったとの弁明であるが、一連の発言からその意図を汲み取ることは難しいと判断される。

議会での発言については、ルールに沿った節度ある発言が要求されていることを鑑み、地方自治法第１３２条に規定する言論の品位および土庄町議会会議規則第１０１条に規定する品位の尊重に反するものである。

よって、地方自治法第 135 条第 1 項第 1 号の規定により戒告する。
令和 5 年 2 月 28 日 土庄町議会。

○議長（高橋正博君）

福本議員、着席ください。

（福本耕太議員、着席）

継続審査（三木俊明議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

日程第 46、継続審査 三木俊明議員に対する処分要求の件について議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、三木俊明君の退席を求めます。

（三木俊明議員、退席）

懲罰委員会の審査の経過並びに結果報告

○議長（高橋正博君）

本件に関し、懲罰委員会の審査の経過ならびに結果について委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 濱野良一君。

○懲罰特別委員長（濱野良一君）

おはようございます。

12 月定例会で当委員会に付託されました、三木俊明議員に対する処分要求についての件について、閉会中の 1 月 19 日および 1 月 27 日に懲罰特別委員会を開催いたしました。その内容について、ご報告いたします。

まず、1 月 19 日の委員会において、福本耕太議員に提出理由の説明を求めました。三木議員が懲罰動議を上げた理由が、言っていないことを言っているということで、言いがかりで懲罰にかけようとしていることに対して、名誉毀損だということです。三木議員がそう受け取ったかもしれないが、この話は、受け取り方の問題である。三木議員は、私が固定資産税の欠損処理のほう助を行ったような印象を与えるようなことを言ったと言われているが、私は言っておりません。そういう印象を与えるようなところはありませんし、思ってもいません。それをしつこく言われるんだったら、議会の品位をおとしめるものになりますので、懲罰をかけていただかないと思います。という説明でありました。

次に、三木議員に弁明を求めました。

三木議員は、議会としてどうするかは、この委員会にお任せしているとのことでありました。

両者の説明、弁明を聞いた上で、一度整理する時間が必要と考え、次回を 27 日開催とし、それまでに、事務局から委員会の仮の会議録を作成し、タブレットに掲載してもらった上で、委員に審査内容を確認してもらおう。委員には、次の委員会までに、意見と処分内容について考えておいていただくということを提案し、委員の了承を得て閉会といたしました。

1 月 27 日の委員会では、三木俊明議員に対する処分要求の件について審査を行い、委員に意見を求めました。

意見として、福本耕太議員への言いがかりではないので、処分の対象にならない。

発言の取り消しだけで、処分要求しなくてもよかったのではと思うが、処分には該当しない。

一貫して、議員が議員を処罰することはやめてもらいたいので、処分は必要ない。

懲罰委員会に立ち上がる案件か疑問なので必要はないなどの意見がありました。

処分は必要なしとの意見のみであり、採決の結果、委員全員、懲罰の必要なしとの決定をいたしました。

以上のとおり、本件に対する懲罰委員会の採決は決定いたしました。

最後に、重ねての報告になりますが、委員会の中での意見等をまとめますと、議会という公の場での発言は、大変重みがあり、言葉を慎重に選んで発言しなければなりません。

二度とこのようなことが起こらないよう、議員一人一人が今回のことをわが身のこととして自覚し、いま一度襟を正し、議会の秩序を乱したり、品位を落としたりすることのないよう、ルールに従った節度ある発言、行動することを議員各位に切にお願い申し上げまして、当委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

これをもって、懲罰特別委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、懲罰特別委員長より報告のありました件を議題といたします。

懲罰特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、懲罰特別委員長の報告についての質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（三木俊明議員に対する処分要求）

○議長（高橋正博君）

これより討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

確認ですけれども、否決に対する反対、どういうこと、懲罰をかけることに対して反対ですか。それとも懲罰を、

○議長（高橋正博君）

委員長報告に対する反対討論。

○8 番（福本耕太君）

委員長報告に対する、そんなんあります、大丈夫、

○議長（高橋正博君）

ちょっとお待ちください。

○議長（高橋正博君）

委員会で決したことに対する反対討論をお願いします。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

反対討論いたします。

そもそも、議事録見てもらったら分かるんですけども、私が三木さんに対して言ったのは、三木さんが関わったかどうかとかいう話じゃなくて、平成 25 年に告発された三枝町長の欠損処理問題っていうのは、私たちが提案している三枝町長の調査委員会作ろうという中の、たくさんある項目の中の 1 つなんですよね。それをきちんと、たくさん三枝町長いろんなことやってますけども、不正、

違法、その中の1つをきちんと明らかにするために平成25年、告発された欠損処理問題についてということを経頭に述べたわけです。「たくさんある中から、1つこの話をしますよ」ということで述べたんですよね。その上で、この問題については、平成16年から24年ですかね、欠損処理されてた期間がありますから、その平成23年の課長をされた三木さんは、平成21年、平成22年の分の引き継ぎされてるわけですから知ってるんですよね、自分が欠損処理したかどうかは別にしても。知ってるんだから、委員会に反対せずに、賛成して出てきて、きちんとお話してもらったら、新しいことを、三木さんの言われる新しいこと出てくるんじゃないですか、ということをお述べただけでありまして、私が言っていることに何も筋が通ってない話なんかないと思うんですよ。で、議長が議事録削除されたんですよね。そうすると、なおさらね、本当の話の中身が分からなくなる。その上で、懲罰委員会が行われて、私に、意味の分からない懲罰がかけられたというのが現実ですし、言葉を選べとかいうんじゃないで、言葉きちんと言うてますよ。議事録残ってますよ。言葉を削除したのは議長ですよ。私に懲罰をかけた多くの議員さんですよ。委員会の議論そのものが、ねじ曲がってる。真実を曲げてるということをお伝えして反対討論にしたいと思いません。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

5番 福本達雄君。

○5番（福本達雄君）

これも、委員会において審査を行い、委員長報告のとおりでありますので、賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

（発言なし）

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより、三木俊明議員に対する処分要求の件について採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、三木俊明議員に懲罰を科すべきでないであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、三木俊明議員に懲罰を科すべきでないと可決されました。

○議長（高橋正博君）

三木俊明議員の入場を許します。

（三木俊明議員、入場）